

国不動第74号
令和3年9月24日

各都道府県主管部長あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長

宅地建物取引業法施行令及び
宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

令和3年3月31日に、下記1. のように踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号。以下「改正法」という。）が公布され、その一部が令和3年9月25日から施行される（なお、下記1.（2）については、令和3年4月1日から施行されている）。これに伴い、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第261号）において、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）について下記2. のように改正を行い、令和3年9月25日から施行される。

また、上記の改正を踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動発第3号。以下「ガイドライン」という。）について下記3. のとおり改正をし、令和3年9月25日から施行することとした。

施行にあたり、遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 踏切道改良促進法等の改正内容（宅地建物取引業法施行令関係）

（1）災害応急対策施設管理協定の承継効について（改正法による改正後の道路法第48条の29の7）

改正法により、道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、道路外災害応急対策施設所有者等との間で災害応急対策施設管理協定を締結し、道路外災害応急対策施設の管理を行うことができることとされた（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の29の5）。

この災害応急対策施設管理協定は、公示（道路法第48条の29の6第3項）があった後において道路外災害応急対策施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとされた（道路法第48条の29の7）。

（2）道路外滞留施設協定の承継効について（改正法による改正後の踏切道改良促進

法第10条関係) (令和3年4月1日から施行)

改正法により、鉄道事業者及び道路管理者は、その管理する道路外滞留施設について、道路外滞留施設所有者等との間で道路外滞留施設協定を締結し、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができることとされた（踏切道改良促進法第8条）。

この道路外滞留施設協定は、公示（踏切道改良促進法第9条第3項）があった後において道路外滞留施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとされた（踏切道改良促進法第10条）。

2. 宅地建物取引業法施行令の改正点（第3条関係）（別紙1参照）

宅地建物取引業法第35条第1項においては、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、宅地建物取引業者に宅地建物取引業法施行令第3条第1項で定める法令に基づく制限を重要事項として説明するよう義務付けている。

（1）災害応急対策施設管理協定の承継効（改正法による改正後の道路法第48条の29の7）に係る制限の追加について

改正法による改正後の道路法第48条の29の7において、災害応急対策施設管理協定の承継効が新設されたことを踏まえ、今般、当該承継効を宅地建物取引業法施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に追加する改正を行った。

（2）道路外滞留施設協定の承継効（改正法による改正後の踏切道改良促進法第10条関係）に係る制限の追加について

改正法による改正後の踏切道改良促進法第10条において、道路外滞留施設協定の承継効が新設されたことを踏まえ、今般、当該承継効を宅地建物取引業法施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に追加する改正を行った。

3. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙2参照）

2.（2）を踏まえ、ガイドライン別添3「重要事項説明の様式例」のうち、記載要領③の「法令名」の欄に記載する法律名として踏切道改良促進法を追加するための所要の改正を行う。